

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第 19 条により、生徒が学校感染症にかかった場合、本人の休養と他者への蔓延、流行を防ぐため出席停止といたします。なお、学校感染症と診断された場合は下記の手続きをとってください。

記

1. 医療機関にて右の証明書を記入してもらい、登校後、担任にご提出ください。
医療機関によっては指定の診断書以外では発行してもらえない場合や、発行費用がかかる場合がありますので、その際は保護者が記入・押印し、**検査結果や病院受診の領収書等のコピーを裏面に添付の上**、ご提出ください。
2. 出席停止期間の基準は下記の通りです。
 - (1) 第 1 種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
 - (2) 第 2 種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。
 - イ. インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）にあつては、発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
 - ロ. 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ハ. 麻疹にあつては、解熱した後 3 日を経過するまで。
 - ニ. 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで。
 - ホ. 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
 - ヘ. 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - ト. 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
 - チ. 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
 - (3) 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第 3 種の感染症にかかった者については、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
 - (4) 第 1 種若しくは第 2 種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
 - (5) 第 1 種又は第 2 種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
 - (6) 第 1 種又は第 2 種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。